

小田原市漁港管理条例の一部を改正する条例

[改正理由]

本市が管理する漁港施設の占用料等に係る端数処理の方法を変更する等のため改正する。

[内 容]

1 漁港施設の占用料に係る占用面積等の端数処理方法の変更（別表第1関係）

漁港施設に係る占用料の額を精緻に計算するため、表示面積、占用面積又は占用物件の面積若しくは長さに係る端数処理の方法を次のように変更することとする。

改正後	改正前
0.01平方メートル又は0.01メートル未満の端数を切捨て	1平方メートル又は1メートル未満の端数を切上げ

2 漁港の区域内の水域及び公共空地の占用料等に係る占用面積等の端数処理方法の変更（別表第2関係）

漁港の区域内の水域及び公共空地に係る土砂採取料及び占用料の額を精緻に計算するため、採取量又は表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さに係る端数処理の方法を1の端数処理の方法と同様の方法とすることとする。

3 占用料に乗ずる率の変更（別表第1及び別表第2関係）

占用の期間が1月未満である占用に係る占用料に乗ずる率を次のように変更することとする。

改正後	改正前
消費税及び地方消費税の税率に1を加えた率	100分の105

4 その他

規定を整備することとする。

[適用]

平成31年4月1日以後の占用に係る占用料及び同日以後の土砂の採取の許可に係る土砂採取料について適用